これは正本である。 令和 4年 3 月 24日

東京高等裁判所第14民事部

裁判所書記官 瓊田雅



令和4年(ラク)第141号 特別抗告提起事件

(原審・東京地方裁判所令和4年(モ)第4001号)

決

定

東京都江東区北砂5丁目20番10-609号

抗 告 人 孫

樹斌

東京都品川区西五反田二丁目28番5号

相 手 方 大宇宙ジャパン株式会社

同代表者代表取締役 中 山 国 慶

同代理人弁護士 鶴 森 雄 二

主

- 1 本件特別抗告を却下する。
- 2 特別抗告費用は抗告人の負担とする。

本件記録によれば、抗告人は、東京地方裁判所が同裁判所令和4年(モ)第400 01号保全異議申立事件について令和4年2月2日にした仮処分決定認可決定(基本事件・同裁判所令和3年(ヨ)第21064号動産の引渡断行仮処分命令申立事件) に対し、同裁判所に特別抗告状を提出して、本件特別抗告を提起したものである。

しかし、保全異議についての裁判に不服があるときは民事保全法41条1項本文により保全抗告をすることができるところ、地方裁判所の決定で不服を申し立てることができるものに対しては、当該決定に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とする場合でも、特別抗告は許されない(同法7条、民事訴訟法336条1項参照)。

なお、東京地方裁判所は、上記特別抗告状による不服申立てを保全抗告事件として受け付け、これを東京高等裁判所に送付したものであるが、本件記録によれば、 抗告人が保全抗告ではなく特別抗告をする意思をもって特別抗告状を提出したこと は明らかであり、上記不服申立てを保全抗告と解する余地はない。 そうすると、本件特別抗告は不適法でその不備を補正することができない。

よって、民事保全法7条、民事訴訟法336条3項、327条2項、316条1項1号により本件特別抗告を却下することとし、主文のとおり決定する。

令和4年3月24日

東京高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 石

井



裁判官

菅

家 忠



裁判官

塚

原

